

# 各府省が「地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化」に関し、「現時点で方針を示すことができない」としている手続に係る「取組状況及び今後の具体的な取組方針」について(令和4年4月20日時点)

## 資料5

(注1) 本資料は、各府省が令和3年11月時点で『地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化』において、『現時点で方針を示すことができない』としていた手続について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)」において、「現時点で方針を示すことができない」としている手続については、デジタル庁、地方公共団体その他の関係者と協議しつつ、オンライン化に向けた具体的方針(具体的方針を決めることが困難な場合は、具体的方針を決めるための道筋)を明らかにした上で、可能なものから順次、デジタル化に取り組むことが決定されていることを踏まえ、取組状況及び今後の具体的な取組方針等(項目番号「14～17」)について、各府省へ回答を求め、それを一覧化したもの。

(注2) 回答対象は、原則として規制改革推進会議第5回デジタルワーキング・グループ(令和3年11月30日)における資料8-2『地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化』に係る取組検討状況の各府省回答一覧において、各府省が「オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まないもの、現時点で方針を示すことができないもの」と回答した手続。

(注3) 項目番号1～13は、規制改革推進会議第5回デジタルワーキング・グループ(令和3年11月30日)における資料8-2より抜粋。

項目番号:1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」)場合 今後方針を決定する具体的な時期	令和3年度に行う(又は行った)取組	オンライン化及び手続の標準化に向けた今後の具体的な取組方針	(項目番号15にて具体的な方針を示すことが困難な場合)方針を決定するに当たって必要な検討項目	(項目番号16を記入した場合)当該検討項目について今後の具体的な工程
警察庁	115846	選搬証明書の返納	火薬類取締法施行令	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		選搬証明書の交付を受けた者が、選搬を終了するなどの場合において、当該選搬証明書を交付を受けた都道府県公安委員会に返納するもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン返納の方策について、様々な技術的観点から検討を行う必要があるため。	未定		選搬証明書の返納手続のオンライン化の検討の前提として、そもそも選搬証明書の交付手続自体のオンライン化の可否の検討が必要となる。	選搬証明書の交付手続は、情報技術を活用した行政の推進等に関する法律において、オンライン化の適用除外とされており、現在の技術状況等を踏まえれば直ちにオンライン化に向けた具体的な方針を示すことは困難である。なお、現在、郵送による返納手続は可能であり、今後とも利用者の負担軽減に努めていく。	
総務省	10329	選搬品たばこ税の申告納付手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		卸売販売業者等が、道府県知事に対して毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数その他必要な事項を記載した申告書の提出を行うもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	令和4年度税制改正大綱において、「納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所定の措置を講ずる。(上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。)」との内容を閣議決定。	納税者及び地方団体の意見を踏まえ、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう検討・開発を進め、令和4年4月1日以降、実務的な準備が整ったものから順次対応する。		
総務省	10337	ゴルフ場利用税の申告納入	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		条例によって指定された特別徴収義務者(ゴルフ場経営者等)が、条例で定める納期前までに、その徴収すべきゴルフ場利用税に係る課税標準の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、納入金を当該道府県に納入するもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	令和4年度税制改正大綱において、「納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所定の措置を講ずる。(上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。)」との内容を閣議決定。	納税者及び地方団体の意見を踏まえ、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう検討・開発を進め、令和4年4月1日以降、実務的な準備が整ったものから順次対応する。		
総務省	10363	分離課税に係る納入申告	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		特別徴収義務者が、納入申告書をそれぞれ市町村長に提出。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	既にCeLTAXでオンライン対応が可能である	平成19年からCeLTAXによる手続きが可能となった。		
総務省	10364	特別徴収票の提出	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		特別徴収義務者が、特別徴収票を市町村長に提出。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	既にCeLTAXでオンライン対応が可能である	平成19年からCeLTAXによる手続きが可能となった。		
総務省	10384	市町村たばこ税の申告納付手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		卸売販売業者等が、市町村長に対して毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数その他必要な事項を記載した申告書の提出を行うもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	令和4年度税制改正大綱において、「納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所定の措置を講ずる。(上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。)」との内容を閣議決定。	納税者及び地方団体の意見を踏まえ、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう検討・開発を進め、令和4年4月1日以降、実務的な準備が整ったものから順次対応する。		
総務省	10435	入道税の特別徴収に係る納入申告書の提出	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		特別徴収義務者が、市町村長に対して条例で定める納期前までに、課税標準額や税額など必要な事項を記載した納入申告書の提出を行うもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	令和4年度税制改正大綱において、「納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所定の措置を講ずる。(上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。)」との内容を閣議決定。	納税者及び地方団体の意見を踏まえ、納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう検討・開発を進め、令和4年4月1日以降、実務的な準備が整ったものから順次対応する。		
総務省	10442	事業所税の修正申告書の提出	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	不明		申告書(期限後申告を含む。)若しくは修正申告書を提出した者又は更正若しくは決定を受けた者が、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合に、指定都市等の長に修正申告書の提出を行うもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討する必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	既にCeLTAXで電子的に処理が可能である	平成20年1月に整備済。eLTAXを用いて事業所税の修正申告書の提出が可能とされている。		

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合)今後方針を決定する具体的な時期	令和3年度に行う(又は行った)取組	オンライン化及び手続の標準化に向けた今後の具体的な取組方針	(項目番号15にて具体的な方針を示すことが困難な場合)方針を決定するに当たって必要な検討項目	(項目番号16を記入した場合)当該検討項目について今後の具体的な工程
総務省	10443	事業所税の賦課徴収に関する申告(事業所等の新設・廃止の申告)	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		指定都市等の区域内において事業所等を新設し、又は廃止した者が、当該指定都市等の条例の定めるところにより、その旨その他必要な事項を事業所等所在の指定都市等の長に申告するもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	既にeL-TAXで電子的に処理が可能である。	平成20年1月に整備済。eL-TAXを用いて事業所税の賦課徴収に関する申告(事業所等の新設・廃止の申告)が可能とされている。		
総務省	10444	事業所税の賦課徴収に関する申告(貸付事業所用家屋に関する申告)	地方税法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者が、当該指定都市等の条例の定めるところにより、当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を事業所用家屋所在の指定都市等の長に申告するもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	既にeL-TAXで電子的に処理が可能である。	平成20年1月に整備済。eL-TAXを用いて事業所税の賦課徴収に関する申告(貸付事業所用家屋に関する申告)が可能とされている。		
総務省	10468	株式等譲渡所得割の特別徴収の手続	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		特別徴収義務者が、納入申告書を道府県知事に提出。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	既にeL-TAXでオンライン対応が可能である。	令和3年10月からeL-TAXによる手続きが可能となった。		
総務省	10471	年金保険者による市町村長に対する通知	地方税法	申請等	民間事業者等	地方等	不明		年金保険者において、特別徴収の対象となる者を抽出し、指定法人である地方税共同機構を経由して、毎年5月25日までに、市町村長に対して通知するもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	総務省及び地方税共同機構では、学識経験者に加え、経済団体や地方団体等を構成員とした検討会を開催し、地方税務手続における全ての申告・申請手続の電子化について議論・検討を行ったところであり、その検討結果については、11月15日に地方税共同機構のホームページに掲載したところである。  地方税務手続の電子化の推進は、実際に申告手続に携わる納税者や地方団体等の意見も踏まえて検討が必要があることに加え、毎年12月頃に示される与党税制改正大綱に今後の対応案を盛り込み、地方税法を改正する必要があるため、現時点では方針を示すことは困難。今後、上記内容を踏まえ、税制改正プロセスや法改正プロセスを経た上で、本件について方針策定等を進める予定。	令和4年税制改正大綱公表及び地方税法の改正以降(早くとも令和4年1月末以降)	既にeL-TAXで電子的に処理が可能である。	H21年度に整備済。eL-TAXを用いて年金保険者による市町村長に対する通知について、各市町村への配信が可能とされている。		
厚生労働省	50608	高度管理医療機器等の販売及び買入業の許可の更新	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	20,000	不明	高度管理医療機器等の販売業及び買入業の許可を受けたい者は、6年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨春秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。  ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	50611	高度管理医療機器等の販売及び買入業の変更届	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	35,000	不明	高度管理医療機器等の販売業及び買入業の許可された内容を変更したときは、変更した日から30日以内に営業所の所在地の都道府県知事(営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)に届け出なければならない。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨春秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。  ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	50892	店舗販売業の休廃止等の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業者が、その店舗を廃止し、休止し、若しくは休止した店舗を再開したとき、30日以内にその店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届け出るもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨春秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。  ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	50893	店舗販売業の許可の更新の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業の許可を更新する際に、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に申請するもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨春秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。  ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	50894	店舗販売業の許可の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業の許可を受けるときに、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に申請するもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨春秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。  ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	50896	店舗販売業の許可証の再交付申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業者が許可証を破り、汚し、又は失ったときに、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に再交付を申請するもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨春秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。  ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	50897	店舗販売業の許可証の書換え交付申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業の許可証の記載事項に変更を生じたときにその店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)に書換え交付を申請するもの。	(c)その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨春秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。  ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中



手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合)今後方針を決定する具体的な時期	令和3年度に行う(又は行った)取組	オンライン化及び手続の標準化に向けた今後の具体的な取組方針	(項目番号15にて具体的な方針を示すことが困難な場合)方針を決定するに当たって必要な検討項目	(項目番号18を記入した場合)当該検討項目について今後の具体的な工程
厚生労働省	50899	店舗販売業の変更の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の店舗販売業者が、その店舗の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときに30日以内に、又は、その店舗の名称その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときに、あらかじめ、その店舗の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届けるもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	50925	登録販売者試験の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	都道府県知事が実施する医薬品の登録販売者試験を受験する際に申請するもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	51007	配置従事者の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の配置販売業者又はその配置員が、医薬品の配置販売に従事しようとするときに、その氏名、配置販売に従事しようとする区域その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の都道府県知事に届け出るもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	51022	販売従事者登録の申請	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	医薬品の登録販売者試験に合格した者等が医薬品の販売又は授産に従事しようとする場合に、都道府県知事の登録を受けるために申請するもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	51082	麻薬小売業者が行う定期届出	麻薬及び向精神薬取締法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	50,000	0	麻薬小売業者は、毎年11月30日までに(1)前年の10月1日に所有した麻薬(2)前年の10月1日からその前年の9月30日までの間に譲渡譲受した麻薬(3)その年の9月30日に所有した麻薬の品名、数量を都道府県知事に届け出なければならない。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	51150	薬局の休廃止等の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、その薬局を廃止し、休止し、若しくは休止した薬局を再開したとき、30日以内にその薬局の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届けるもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	51162	薬局開設の変更の届出	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、その薬局の管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときに30日以内に、又は、その薬局の名称その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときにあらかじめ、その薬局の所在地の都道府県知事(又は保健所設置市長、特別区長)にその旨を届けるもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	51163	薬局開設者による薬局に関する情報の提供等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局所在地の都道府県知事に報告するもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	全国統一システムを独自に構築するよう取組を行う。	都道府県知事への報告について、令和6年1月から全国統一システムを運用できるよう取組を行う。		
厚生労働省	51164	薬局開設者による薬局に関する情報の変更の提供等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	薬局開設者が、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項について変更が生じたときに、当該薬局所在地の都道府県知事に報告するもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	全国統一システムを独自に構築するよう取組を行う。	都道府県知事への報告について、令和6年1月から全国統一システムを運用できるよう取組を行う。		
厚生労働省	45749	指定自立支援医療機関の指定の申請	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	指定自立支援医療機関の指定を受けようとする病院等の開設者が所在地の都道府県知事(政令市、中核市にあっては市長)宛てに申請を行う。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	45750	指定自立支援医療機関の名称等の変更の届出	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	不明	指定自立支援医療機関の開設者等は、当該指定に係る医療機関の名称等に変更があったときは、変更のあった事項等について、都道府県知事(政令市、中核市にあっては市長)宛てに届出を行う。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中
厚生労働省	45861	医療保護入院者の病状の報告	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	84,763	0	精神保健福祉法による入院措置(措置入院、医療保護入院、任意入院)を行っている患者について、その病状について定期的に都道府県等に報告するもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	民間事業者等から地方等への手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において「申請受付機能については、独自の構築を避け、既存の共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用する」という政府方針を踏まえた場合、現在、利用可能な、政府共通基盤が存在しないため。	未定	昨年秋以降、デジタル庁・内閣府規制改革推進室・厚生労働省間において、民間(個人、事業者)から行政機関への手続について、既存の政府共通基盤であるe-Govやマイナポータル等を活用するための課題の共有や課題解決に向けて方針を検討することを目的として、複数回協議を行っている。	デジタル庁と協議中	・手続の内容・要件や、地方等側の業務システムの状況を踏まえ、どの共通基盤を活用することを目指すのか、審査支援機能を活用するか等について検討し、その方針について既存の共通基盤を運用するデジタル庁と調整すること。 ・e-Gov、マイナポータル等を活用する場合、地方等側の業務システムへ申請データの接続方法、データ要件等、エンドトゥエンドでのデジタル化を実現する方法を確定させること、等	デジタル庁と協議中





手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合) 今後方針を決定する具体的な時期	令和3年度に行う(又は行った)取組	オンライン化及び手続の標準化に向けた今後の具体的な取組方針	(項目番号15にて具体的な方針を示すことが困難な場合) 方針を決定するに当たって必要な検討項目	(項目番号16を記入した場合) 当該検討項目について今後の具体的な工程
経済産業省	25083	保安係員の選任の届出(コンビ則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	コンビナート等保安規則が適用される第一種製造者が置く保安統括者が、保安技術管理者又は保安係員を選任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととする。	令和5年3月	委託調査にて、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たっての都道府県等が抱えるシステム面での課題等を把握・整理を行った。	令和3年度に行った委託調査の結果をもち、令和4年度に関係者(有識者、都道府県等、事業者)を集めた研究会を実施すること等を通じ、オンライン化及び手続の標準化に向けた検討を進め、令和5年3月までに今後の方針を決定したい。		
経済産業省	25086	保安係員の解任の届出(コンビ則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	コンビナート等保安規則が適用される第一種製造者が置く保安統括者が、保安技術管理者又は保安係員を解任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととする。	令和5年3月	委託調査にて、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たっての都道府県等が抱えるシステム面での課題等を把握・整理を行った。	令和3年度に行った委託調査の結果をもち、令和4年度に関係者(有識者、都道府県等、事業者)を集めた研究会を実施すること等を通じ、オンライン化及び手続の標準化に向けた検討を進め、令和5年3月までに今後の方針を決定したい。		
経済産業省	25101	販売主任者の選任の届出(一般則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	一般高圧ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を選任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととする。	令和5年3月	委託調査にて、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たっての都道府県等が抱えるシステム面での課題等を把握・整理を行った。	令和3年度に行った委託調査の結果をもち、令和4年度に関係者(有識者、都道府県等、事業者)を集めた研究会を実施すること等を通じ、オンライン化及び手続の標準化に向けた検討を進め、令和5年3月までに今後の方針を決定したい。		
経済産業省	25102	販売主任者の選任の届出(液石則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	液化石油ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を選任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととする。	令和5年3月	委託調査にて、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たっての都道府県等が抱えるシステム面での課題等を把握・整理を行った。	令和3年度に行った委託調査の結果をもち、令和4年度に関係者(有識者、都道府県等、事業者)を集めた研究会を実施すること等を通じ、オンライン化及び手続の標準化に向けた検討を進め、令和5年3月までに今後の方針を決定したい。		
経済産業省	25105	販売主任者の解任の届出(一般則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	一般高圧ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を解任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととする。	令和5年3月	委託調査にて、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たっての都道府県等が抱えるシステム面での課題等を把握・整理を行った。	令和3年度に行った委託調査の結果をもち、令和4年度に関係者(有識者、都道府県等、事業者)を集めた研究会を実施すること等を通じ、オンライン化及び手続の標準化に向けた検討を進め、令和5年3月までに今後の方針を決定したい。		
経済産業省	25106	販売主任者の解任の届出(液石則)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	液化石油ガス保安規則が適用される販売業者が、高圧ガス販売主任者を解任した場合に、都道府県知事に届け出るもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととする。	令和5年3月	委託調査にて、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たっての都道府県等が抱えるシステム面での課題等を把握・整理を行った。	令和3年度に行った委託調査の結果をもち、令和4年度に関係者(有識者、都道府県等、事業者)を集めた研究会を実施すること等を通じ、オンライン化及び手続の標準化に向けた検討を進め、令和5年3月までに今後の方針を決定したい。		
経済産業省	25148	容器検査(都道府県知事)	高圧ガス保安法	申請等	民間事業者等	地方等	10,000	0	内容積が500L以下の容器については、都道府県知事が行う容積検査を行う。これに合格しなければその容積を譲渡し、又は引き渡してはならないとされている。この都道府県知事が行う容積検査の申請のために都道府県知事に対して行うもの。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	本手続は、都道府県等(※一部都道府県は、政令指定都市に事務委任)の自治事務であるとともに、都道府県等にオンライン化のセキュリティポリシーやシステム配備状況等に差異があるため、これまでオンライン化に対応してこなかった。このため、オンライン化の検討に際し、まずは、令和3年度下半期に委託調査を行い、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たって都道府県等が抱えるシステム面での課題等を整理・把握するとともに、令和4年度に、右委託調査結果を踏まえた具体的なオンライン化の方針決定に向けた都道府県等との議論を行うことで、オンライン化の方針を示すこととする。	令和5年3月	委託調査にて、手続件数や手続の複雑性、費用対効果、電子化に当たっての都道府県等が抱えるシステム面での課題等を把握・整理を行った。	令和3年度に行った委託調査の結果をもち、令和4年度に関係者(有識者、都道府県等、事業者)を集めた研究会を実施すること等を通じ、オンライン化及び手続の標準化に向けた検討を進め、令和5年3月までに今後の方針を決定したい。		
国土交通省	28883	土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の(変更)届出	国土利用計画法	申請等	民間事業者等	地方等	16,931	無計していない	法定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合に、土地に関する権利を取得することとなる者(買主)は、契約締結の日から起算して2週間以内、その土地が存在する市町村の長を經由し、都道府県知事等に対して利用目的、取引価格等を届け出る手続のこと。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン化等に取り組む方向で検討を進めていく。ただし、土地取引規制制度の事後届出は自治事務であり、基礎自治体である市町村が届出書を受理し、市町村に意見があるときは意見書を付して届出書を都道府県に送付し、都道府県が利用目的の審査を行う。市町村経由で届出書を提出する必要がある。都道府県においては、市町村への権限移譲、オンライン化の導入事例、申請書の様式の追加など、審査に応じた適切な運用を行うこと、全国統一のオンライン化等の導入にあたっては、実際に運用する地方公共団体が組織する土地対策全国協議会の意見を十分に把握等した上で、今後の方針を決定する必要があるため、現時点において方針をお示しすることができない。	令和5年度(予定)	・地方公共団体に対し、届出業務の電子化の状況を調査し、実施状況を把握 ・届出業務の電子化を推進している地方公共団体に対し、詳細な運用方法を聴取 ・地方公共団体の担当者に対し研修会等、聴取した届出業務の電子化の状況を紹介	・実際に運用する地方公共団体に組織する土地対策全国協議会の意見を聴取 ・e-Gov等の既存の共有基盤の活用検討も含めて、今後の方針を検討		
国土交通省	29376	開発許可申請	都市計画法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	20000程度	地方、民間等における手続であり、当該手続関係書類の国への報告義務がないため、不明である。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン化等に取り組む方向で検討するもの。開発許可は自治事務であるところ、法令上、提出を求めている申請書類・図面に加え、審査等のため地方公共団体が関係者により独自に提出を求めている書類が多岐に渡ることから、申請書類・図面のデータ化によって生じる支障等、電子化に関して実際に運用する地方公共団体の意見を把握等した上で今後の方針を決定する必要があるため、現時点において方針を示すことができない。	令和5年度(予定)	・電子情報処理組織を使用する方法による申請等が可能となるよう運用指針を改正 ・オンライン手続化に関する地方公共団体の意見を把握するための調査項目の検討 ・実態を把握したうえで課題分析及び対応策の検討	・手続オンライン化のための、自治体による申請等が可能となるよう運用指針を改正 ・e-Gov等の既存の共有基盤の活用検討 ・実態を把握したうえで課題分析及び対応策の検討			
国土交通省	29648	景観計画区域内における行為の届出	景観法	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	40,679	地方、民間等における手続であり、当該手続関係書類の国への報告義務がないため、不明である。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	オンライン化等に取り組む方向で検討するもの。当該届出は地方公共団体が条例等により独自に届出対象行為の追加・除外や基準を設定することができ、申請書類・図面など提出を求めている書類が異なることから、オンライン化により支障となる事項に関して実際に運用する地方公共団体の意見を把握等した上で今後の方針を決定する必要があるため、現時点において方針を示すことが難しい。	令和5年度	オンライン手続化に関する地方公共団体の意見を把握するための調査項目の検討 ・手続オンライン化に必要な届出様式等の整理・見直し ・e-Gov等の既存の共有基盤の活用検討 ・実態を把握したうえで課題分析及び対応策の検討				
環境省	44131	産業廃棄物管理票に関する報告書の提出	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	産業廃棄物管理票の交付者は毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況(産業廃棄物の種類及び排出量、交付枚数等)に関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県等へ提出。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付書類の可否や、マイナンバーカード、GbiID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指す。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するアタリリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた関連仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。			
環境省	44133	産業廃棄物収集運搬業又は処分業の変更等の届出(1)事業の廃止(2)氏名、名称、役員、事務所及び事業場の所在地(3)施設、設備	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者は、事業の廃止、氏名・名称・役員・事務所及び事業場の所在地、施設・設備区域を変更したときは管轄する都道府県等の窓口に必要な書類を提出。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付書類の可否や、マイナンバーカード、GbiID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指す。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するアタリリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた関連仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。			
環境省	44186	産業廃棄物収集運搬業の許可	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うとする者は、当該業を行うおとす必要書類を都道府県等の窓口に必要な書類を提出。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・その際に、住民票等の公的文書の添付書類の可否や、マイナンバーカード、GbiID等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指す。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するアタリリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた関連仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。			

手続所管府省庁	手続ID	手続名	根拠法令	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数(令和元年度)	オンライン手続件数(令和元年度)	手続の概要	オンライン化、オンライン利用の促進、手続の標準化に取り組まない理由	具体的な理由・内容	(「現時点で方針を示すことができない」場合) 今後方針を決定する具体的な時期	令和3年度に行う(又は行った)取組	オンライン化及び手続の標準化に向けた今後の具体的な取組方針	(項目番号15にて具体的な方針を示すことが困難な場合) 方針を決定するに当たって必要な検討項目	(項目番号10を記入した場合) 当該検討項目について今後の具体的な工程
環境省	44845	産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		産業廃棄物の収集又は運搬業の許可は許可期限(5年又は7年)の満了までに都道府県等の窓口に必要な書類を提出。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・ 令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・ その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbiidD等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・ 令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するヒアリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた調達仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。		
環境省	新規	多量排出事業者処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県等に提出。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・ 令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・ その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbiidD等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・ 令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するヒアリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた調達仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。		
環境省	新規	多量排出事業者処理計画の実施状況報告	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を指定する様式により紙媒体で申請している。一部の都道府県では、都道府県の申請システムを活用してオンラインによる申請を受け付けている場合もある。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・ 令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・ その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbiidD等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・ 令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するヒアリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた調達仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。		
環境省	43816	狩猟免許の申請	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	未調査	都道府県が指定する様式により紙媒体で申請している。一部の都道府県では、都道府県の申請システムを活用してオンラインによる申請を受け付けている場合もある。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	12月までに自治体へ手続のオンライン化状況の確認を予定しており、その結果を踏まえた検討のうえ記載する	左記の調査に基づき決定する	各都道府県へ手続のオンライン化の状況について確認を行った。	本手続は「オンライン利用引上げに係る基本計画」の対象となっており、狩猟者登録の申請、狩猟の結果報告と並んで狩猟に係るの一連の手続きの一つであり、前述の手続きに合わせこれらもオンライン化を進めるものと考えられる。そのため、今後の方針については基本計画に準ずるものとして検討を進める。		
環境省	43817	狩猟免許の更新	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	申請等	国民等、民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満	未調査	都道府県が指定する様式により紙媒体で申請している。一部の都道府県では、都道府県の申請システムを活用してオンラインによる申請を受け付けている場合もある。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	12月までに自治体へ手続のオンライン化状況の確認を予定しており、その結果を踏まえた検討のうえ記載する	左記の調査に基づき決定する	各都道府県へ手続のオンライン化の状況について確認を行った。	本手続は「オンライン利用引上げに係る基本計画」の対象となっており、狩猟者登録の申請、狩猟の結果報告と並んで狩猟に係るの一連の手続きの一つであり、前述の手続きに合わせこれらもオンライン化を進めるものと考えられる。そのため、今後の方針については基本計画に準ずるものとして検討を進める。		
環境省	115314	高濃度ホリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出	ホリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		高濃度PCB廃棄物の保管及び処分状況に関して、保管事業者が高濃度PCB廃棄物の保管場所や種類、数量等において、毎年6月末までに当該事業場の所在地を管轄する都道府県等に届出を行う。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・ 令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・ その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbiidD等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・ 令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。 ホリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法に基づくPCB廃棄物の届出等についても上記の一元的なプラットフォームを用いたオンライン化の方法を検討する予定。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するヒアリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた調達仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。		
環境省	115318	低濃度ホリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出	ホリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	申請等	民間事業者等	地方等	約1万件以上 約10万件未満		低濃度PCB廃棄物の保管及び処分状況に関して、保管事業者が低濃度PCB廃棄物の保管場所や種類、数量等において、毎年6月末までに当該事業場の所在地を管轄する都道府県等に届出を行う。	(c) その他(現時点で方針を示すことができない等)	・ 令和4年度において、電子申請・届出等の状況やその課題を把握した上で、システム構築に向けた検討・分析、試作プログラムの作成、都道府県等における試行実施等を行うべく、予算要求を行っている。なお、オンライン化の方法としては、国による一元的なプラットフォームの整備又は地方公共団体向け標準仕様書の作成を想定している。 ・ その際に、住民票等の公的文書の添付省略の可否や、マイナンバーカード、GbiidD等の活用について、関係省庁と連携の上、検討する。 ・ 令和5年度には、システム設計、開発、標準仕様書の作成、新システムに関する都道府県等及び事業者向け説明会の実施等を行い、令和6年度にはシステムの運用の開始を目指したい。 ホリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法に基づくPCB廃棄物の届出等についても上記の一元的なプラットフォームを用いたオンライン化の方法を検討する予定。	令和4年度中	対象手続の業務フローの把握や必要となる公的書類の所管省庁における電子化実施・検討状況等の情報整理、手続の申請者たる事業者やこれを受理する自治体等に対するヒアリング等の調査を包括的に実施している。	令和4年度に、手続ごとの電子化の方法(システム構築、標準仕様書作成等)の検討、試作プログラムの作成及び都道府県等における試行実施等を行い、その結果を踏まえて令和5年度のシステム開発に向けた調達仕様書及び要件定義書を作成するとともに、標準仕様書の作成に向けた検討を進める予定。		